

第十回 国会 衆議院 大蔵委員会 議録 第二十三号

昭和二十六年二月二十六日(月曜日)

午前十一時四十三分開議

出席委員

委員長 夏堀源三郎君

理事 奥村又十郎君 理事 小山 長規君

理事 田中義之進君

佐久間 徹君

吉米地英俊君

三宅 則義君

内藤 友明君

竹村奈良一君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長)

大蔵事務官(主計局局長)

委員外の出席者

農林技官(農地局管理部長)

別会計課長

専門員 椎木 文也君

専門員 黒田 久太君

二月二十六日

委員佐藤親弘君及び大泉寛三君辞任につき、その補欠として有田二郎君及び大上君が議長の名で委員に選任された。

二月二十四日

輸入バブルに対する関税免除の請願(降旗徳彌君紹介)(第七九四号)

水産銀行設置に関する請願(田口長治郎君紹介)(第八〇七号)

国有財産放銃拂下げに関する請願(大泉寛三君紹介)(第八三〇号)

朝倉病院の医療施設に対する免税等の請願(守島伍郎君紹介)(第八三四号)

同(福田昌子君紹介)(第八六二号)

政府関係機関職員に対する退職給與制度確立に関する請願(成田知巳君紹介)(第八四五号)

未復員者給與法の適用範囲拡大に関する請願外一件(福田昌子君紹介)(第八五一号)

同(青柳一郎君紹介)(第八九九号)

たばこ民営反対の請願(志田義信君外一名紹介)(第八九八号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三六号)

農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とする。ことに関する法律案(内閣提出第四〇号)

夏堀委員長 これより会議を開きます。

公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、及び農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とする。ことに関する法律案の両案を議題といたしまして、引続き質疑を続行いたします。竹村君。

○竹村委員 農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とする法案に對しまして、少しお聞きしておきたいのであります。現在農地証券の未償還分は一体幾らありますか。

○佐藤(一)政府委員 申し上げます。従来農地証券を発行いたしました分と、それから昭和二十五年年度の三月末

までに発行を予定いたしておりますものを差し引きまして、八十八億三千三百万円というものがこの三月末までに発行されることになるのでございます。

それに対しては二十六年の一月末に償還の済んでおりますものが、七十億千四百万円ございます。従いまして二十六年二月以降に償還を予定するものが十七億九千九百万でございます。

○竹村委員 もう一つお聞きしたいのですが、現在までに大体土地を売り渡して、そうして国庫に金を振り渡つたり、つまり土地の買入者が年賦で払う金額と、一時拂いされた金額はどれだけですか。

○鈴木説明員 お答え申し上げます。二十四年度末までに売り渡した面積が、農地が百八十八万八千三百八十八歩、そのほか牧野が約二十四万歩、それから未墾地が三十五万一千四百八十七歩でございます。合計いたしまして、二百四十七万九千六百二十五歩というものを売り渡しております。

従いましてその代金は約百二十二億四千八百九十万円になっております。そのうち一時拂い金と年賦拂い金とございますが、一時拂い金は約九十六億円ございまして、差額の約二十五億、六億のものが年賦になっておるわけでありまして、その中で現実に収納いたしましたものが約八十四億でございます。これは少し統計が古いのでございますが、二十五年の六月末現在の数字でございます。もちろん今申し上げますた売渡した代金の百二十二億というものは、この当時にはこの数字になつておりますが、その後において多少訂正その他で数字が違つた点もあるかと思ひますが、概略の数字で申し上げます以上のようなことになりまして。

○竹村委員 現在まで一時拂いにするというのは九十六億円であつて、現在までは八十四億円が入つておる、こういう説明であります。そういたしまして、これを法律的に償還いたしておりまして、これを法的に償還いたしておりまして、この金は地主に拂つておるお残つておるはずだとわれ／＼は考へておるのですが、一体残つておるのはいくらでございますか。

○鈴木説明員 八十四億円現実にこの自作農創設特別会計の方に入つております。その金を地主へ、買収代金として、御承知の通り第一回の買収は四千円までは現金拂いをしてしまして、それ以上のものは農地証券で拂いまして、第二回の買収後におきましては、千円未満の端数は現金で拂いまして、千円以上のものは農地証券で拂いまして、従つて端数の金で約二十七億ほど現在まで拂つております。従つて残りの約五十五億、六億は金が残つておるのでございますが、その金を、農地証券の全面的に現在やつております買上げ超過の財源に充てておるわけでありまして。二十四年度で十億五千万円、二十五年度で四十二億五千万円、合計いたしまして五十三億という金を農地証券の残金に充てておるわけでございます。もちろんそのほかに利子に別でございますが、さうにいたしまして

これが特別会計に残つておるものは、ほとんど現在ないというふうな状態でございます。

○竹村委員 そうすると、二十五年年度末に近いわけでございますが、この金はほとんどないわけですか。

○鈴木説明員 現在元受帳を持つて参りませんではなはだ恐縮でございますが、たしか十億に足らぬものはございました。これは現在も買収を續けておりますので、買収代金の方に支拂うような程度の金しかございません。

○竹村委員 私の考えから申しますと、農地証券を持つておられる人が一時借款するといへば、大体これは農地証券をこつて早く現金にかへるの、私は現在の地主さんの考え方だと思ふのであります。それがまだ十億も残つておるというふうなことを考へますと、その原因は一体どこにあるのか。農林省はどういうふうにお考へになりますか。

○鈴木説明員 私どももただいま竹村さんの御質問の通りの予想を當初しておりました。全面的な買上げをするというふうなことを、昨年の三月一日から施行しておりますものについては、ほとんど二十五年度第一・四半期で、全部の買上げを完了するであらうというふうなことを、大体予想しておつたわけでございますが、事がさうに私どもの予想とは違つて行つたということとは、農地証券におきまして、やはり全面的買上げができるというふうなこ

とになりますと、普通の国債と何らかわりはなしに——全面的な買上げをする以前におきましては、額面の六割とか七割とか、あるいは極端に言えれば五割とかいふように評価されておりましたことが、全然そういうことがなくなりましていつでも金になる、普通の国債と何らかの価値はかわりはないということ、おそらく私の予想でございしますが、やはり金融の面において他の国債と同じような価値において取引されるという面から、残っているのじやないだろうか、こう私は予想しておりますのであります。この点につきましては、むしろ所管としては大蔵省でございしますが、私はさように考えます。

○竹村委員 農林省のお答えと私ははなはだ意見が違ふ。というのは、実際問題としては農地改革などをやられた当時、またその後二十五年間なんかは特に農地委員会の職員等を整理されて、その補助金を減らされた。従つて事實は農地解放をやつて跡始末ができていないのじやないか、ここに大きな原因があるのじやないかと私は見ておるわけです。従つて問題の原因は、そういうことを完全にできないところの中心は、農地委員会の専任職員の補助金を減らした、そして減員したつまり農地改革を打切る気構えを見せた結果として、有能な職員はどこかに転職する、そういうようなことが原因しているのじやないかと私たちは思ふのですが、この点はどうでしょうか。

○鈴木説明員 農地改革がおかげをもつて非常に短期間に事業が進んで行つたという結果になりました、大體二十四年度においてはおよそ買収すべきものは買収し、売り渡すべきもの

も大半を終つたという結果になつて参りましたので、その後においては、新しい事業分量としてはないというふうな思われるのでございしますが、ただ私どもの予想と違ひましたことは、あとに残つておるものは、あまり買収漏れといふものはないのではないかと、あつてふに考えておりましたが、やつてみますと、二十五年年度においてもまだ相当の買収漏れがございしますのと、反面に農地改革の一つの線として、強制買収といふことを強制譲渡というふうな昨年からの切りかえてやつております。この両方の面でお話の通り事業分量はまだあるというふうな思つておりますが、補助金を事業分量に充てて減らすといふふうなことは、たゞいまのところやむを得ないといふことで、私も予算に計上はしておりますが、多い少いという点は、お話の通りの問題があるかと思ひますが、どうやらこの予算であれば、やり切れるのではないだろうかといふふうには考えております。

○竹村委員 そうすると、もう一度かわつた方面からお聞きするのですが、大體現在まで買収された土地で、売渡しが完了したものは一体どれくらいありますか。しかも私の申し上げる売渡し完了とは、登記の完了したものをさすのであります、もちろん農地委員会が決定したからといつて、必ずしもそれが売渡しではないわけでありまして、問題は登記完了をしないと、日本の所有権の問題から言つても完全に売り渡したとは言われない。おそらく私はずいぶん残つておるのではないかと思ふのですが、その点をお伺ひいたします。

○鈴木説明員 昭和二十五年の七月買収までの分を総計いたしますと、買収と、国有地になつております分、あるいはまた財産税で大蔵省所管になつた土地でございしますとか、あるいはその他で農地として買収のもの、自作農創設特別会計の方に所管がえをして開放すべき総面積が、百九十四万一千九百八十二町歩でございます。そのうちで売渡しをいたしましたものが百九十九万六千八百七十五町歩でございます。そのうちでその当時、これは昨年の七月二日であつたと思ひますが、買収の登記を完了いたしましたものが百五十七万五千七百八十二町歩ございまして、売渡しの登記の済んだのが約百七十二万二千七百五十七町歩という数字になつております。その他に牧野、未墾地がございしますが、数字がはつきりいたしませんので、大半は既墾地の農地でございまして、そのつけ加へまして、かような状況になつておりますことを申し上げておきます。

○竹村委員 私ちよつと数字を開き間違えたのかしらませんが、買収したものと売渡し登記の完了に相当開きがあると思ひますが、その差引は幾らになりますか。

○鈴木説明員 ただいま申し上げました点からはなはだおわかりにくいと思ひますが、詳しく申し上げますと、民有地の買収をいたしましたものが百七十五万六千九百九十九町歩でございます。その中で買収の登記の済んだものが百五十七万五千七百八十二町歩ございまして、従つて約二十万町歩に近いものが、登記が未済になつておるわけでありまして、そのほか売渡しは、先ほど申し上げた通りに、所管がえをいたし

ましたものの売渡しになつておりますので、その売渡しの総面積が百九十九万町歩でございます。その中で売渡しの登記の済んだものが百七十二万二千七百五十七町歩、こういうような数字になつておりますので、これもやはり約十八万町歩のものがまだ登記が済んでいない、こういう結果になつております。これはその後においてなお登記は進んでおります。この統計はたしか、先ほど申し上げました通り、昨年の七月二日買収までの件であつたかといふふうに私記憶しておりますが、その後の状況はたゞいま手元に持つて来ておりませんので、御了承願ひします。

○竹村委員 先ほどの説明から承りますと、農林省の方においては、事務的に現在農地改革も一応終了したのであるから、補助金を減らすのもいたし方ない。従つてそれ以外の原因として大體十五億円の金の残るのは、結局これは国債と同じように考へて残つておるのだらう、こういうお説のようでありまして、さういふと十五億円の金があつて、国債みたいに考へておるのだつたら、別にこの法案のように、一般会計で負担するといふようなことをきめなくともいいのじやないか。金が十五億円も残つておるのだからといふふうには考へるのですが、これはどうです。

○鈴木説明員 ただ私どもが当初予想したよりも遅れたといふことでございまして、いずれは残つております十七億も、漸次買上げ償還の対象に上つて来るであらうといふことを予想してゐるわけでありまして、と申しますのは、買上げ償還の対象になつて来るものが現在でも月々あるようございまして、そのスピードがゆるやかになつてい

るといふだけでありまして、これをもしそういうふうな方法でして行きますと、ぐあいが悪い点は、私どもの方では、特別会計法では農地証券の償却にしか充てられないことになつておるの、従つて先ほど申し上げました通り、私どもの方から行きますと、九十億の中で約五十三億しか現在のところ財源がなかつたわけでありまして、残りの三十何億といふようなものは、債務償還費の方から充てても、どんな買上げ償還を現在やつておらざるを得ないような状況でございします。それに充てるべきものがこの会計でたゞ不用に金が残つて行くような結果になるのですから、その点を今度の改正法律では正して参りたい、こういう程度だけでございます。實際としてはどんな買上げはやつて行くといふことであります。

○竹村委員 もう一点お聞きしておきたいのですが、先般来農地の解放土地の売買が公然と許されて、さうして時価で売買した場合に、その自分の所有地は、その年数によつて国家へ償還するといふことになつておりますが、これの返還された金額はありますか。実は事實上において、解放になつた土地も非常に売買されているわけでありまして、返還されていなければならぬわけですが、その金は一体どのくらい入つておりますか。

○鈴木説明員 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令を、昨年九月九日公布して実施しているわけでございますが、現在のところまだ実際に農地委員会の方でこの政令に當てはめて、

譲渡計画を立てるところまでは行っておりません。しかしもう近々に動き出すように予想しております。従いましてお話のような点はまだ出て来ておりませんが、譲渡計画を立てる際に農地委員会の方で、その土地が農地計画のために売り渡された土地であるかどうかという点は、十分御検討願うのでございます。さようなものにつきましてはお話の新旧価格の差額のもの、国がとるといふようなことになると思います。なお予算の面では約九千四百万円ほど入る予定を立てておるわけであります。

○竹村委員 私たちは農村の仕事をおもにやつておるものでございますが、全国至るところにおいて非常にこの売買が事実上行われておるのです。それは農林省のあの土地の移動統計を見られてもよくわかる。少くとも今日非常に土地が細分化されて来ておる。それは譲渡をされておることを物語つておるわけです。また現実には、それは見えておるわけですが、ところがそれが昨年十月に出て、それから現在までまだ一件もない。これは私は事実上においてはもう農地委員会なんかの手を煩わさぬで、かつてに、たとえばやみでもうけたやみ成金が土地の買占めをやつておるといふことは、事実において証明されると思うのですが、こういう点に對しては農林省は一体どういうような方針で、政令通りこれを取締つておられるのか。あるいはもうそれはそのまゝほうつておかれて、片方ではほとんど売れる者は売れ、買う者は買え、こういうようにほうつておられるのか。その点をお伺いしたい。

○鈴木説明員 お話の点は私どもうわ

さはお聞きしておるのでございますが、現実には自作農創設をされた土地そのものが売買されておるといふことは、私どもつかみ得ないのでございまして、ただお話の通り強制譲渡の政令が昨年十月公布されたのでございまして、いろいろな点で実際実施が遅れておるといふ点は、私ども農林省も、農地委員会の指導その他が非常に遅れておつたことは、非常に恐縮でございまして。そのために手続の上においては、ある程度たまつておる部分もあるかと思ひます。現在各地方で督促をやつておりますので、近々それらのたまつております分は、実際に譲渡令に當てはまつて動くて行くといふふうなことを予想して、またさようなつもりで指導しております。

○竹村委員 物の価格が下るときであれば別でございすけれども、たとえばやみでもうけた人が、去年の十月ごろに土地をどん／＼公然と買占めておる。ところがその金の取り立ては、いろいろな手続上今年の五月ごろまで一年ぐらひはつておく。そうすると一反二万円で買つても、そのときは四万円である。二万円上つた。これは安いものになる。一年間無利息でどん／＼利用するのだから……。そういう場合にも、そのまま元の価格で税や何かかけられるといふことになるのです。従つて結局においては、これは政府の御方針で、土地改革を元の通りに、金を持つておる者はどん／＼買つてもかまわぬ、こういう政策だから、これはいたし方はないと思ひますが、この点にもう少し何とか積極的な指導の方針を講ぜられないと、土地改革はおじやんになりますよ。長い間や

かましく言つてこしらえた土地改革がだめになると思ひますが、どうですか。

○鈴木説明員 私どもその農地改革の線はくすさないといふ方針で、極力事務的には進めております。どうぞひとつさように皆様も御協力願ひたいと思ひます。

○竹村委員 私はこれで質疑を打ち切りますけれども、これは質疑を打ち切らずに、残しておいてもらいたいと思ひます。

○佐久間委員 ただいま議題となつております公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案、及び農地証券の償還金の一部を一般会計の負担とすることに關する法律案の二法案につきましては、審議ももはや盡きたと存じますので、この際両法案についての質疑を打ち切れんとを望みます。

○夏堀委員長 ただいまの佐久間委員の動議のごとく決定するに、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○夏堀委員長 御異議ないと認めます。右両案についてはこの際質疑を打ち切ることにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十四分散会

昭和二十六年三月三日印刷

昭和二十六年三月五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所